

随意契約理由書

1 案件名称

桃山跡地健康づくりゾーン（C画地）事業用定期借地権設定に伴う新規地代の鑑定評価業務委託（概算契約）

2 契約の相手方

株式会社谷澤総合鑑定所

3 随意契約理由

不動産鑑定評価については、対象不動産の所在する地域への精通性が求められるほか、対象案件に適した専門的知識や経験など高度な専門的職能を発揮することが必要とされる。また、不動産鑑定における委託金額については、中央用地対策連絡協議会で定められた「公共事業に係る不動産鑑定報酬基準」により、鑑定評価の対象となる不動産の類型によって決定される。

したがって、本業務の性質上、競争入札に適さないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により特名随意契約を締結する。

なお、当局業務において不動産鑑定を実施する案件が少ないことから、契約管財局不動産鑑定業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）へ不動産鑑定業者の選定を依頼し、選定委員会より選定通知のあった不動産鑑定業者と特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

健康局健康推進部健康施策課（電話番号 06 - 6208 - 9940）

随意契約理由書

1 案件名称

結核登録者情報システム（大阪市独自システム）改修業務委託

2 契約の相手方

東芝デジタルエンジニアリング株式会社 関西事業所

3 随意契約理由

結核発生動向調査事業は、有効かつ的確な結核予防対策の確立・推進に資することを目的として、昭和 61 年厚生省保健医療局長通知に基づき実施されており、結核患者の発生状況、受療状況等の情報を把握するために結核発生動向調査システムが創設された。平成 19 年からは結核登録者情報システム〔感染症サーベイランスシステム（NESID）（以下、「厚労省システム」という。）〕となり、全国の結核発生状況を把握する国の唯一の手段として運用されているところである。

厚労省システムは利用権限の関係上、保健所単位での使用となっているが、本市においては各区保健福祉センターで結核患者の管理を行っているため、厚労省システムをそのまま使用することはできない。このため、厚労省システムを一部カスタマイズした本市独自の結核登録者情報システム（以下、「独自システム」という。）を構築し、各区に専用端末を設置することにより、各区における情報入力、帳票作成、出力等の作業を可能としている。独自システムにおいて作業した情報は、日々厚労省システムに反映させ、業務の円滑な遂行を図っている。

このように、独自システムは、日々確実な患者管理や発生動向を把握する上で欠かせないシステムであり、システム障害など不具合が生じた場合には、早急な復旧が必要となる。

今般、令和 8 年度開始予定の「自治体・医療機関等をつなぐ情報連携システム（Public Medical Hub：PMH）」事業開始に伴い、独自システムに必要なプログラムの修正及び各機能の動作検証を行うものである。

独自システムは、東芝情報システム株式会社 関西支社〔現・東芝デジタルエンジニアリング株式会社 関西事業所（以下「東芝デジタルエンジニアリング」という。）〕に当初から開発を委託しており、本件業務は次の理由から同社に委託することが不可欠である。

（１）東芝デジタルエンジニアリングは独自システムの設計・開発を行ってお

り、仕様の細部まで熟知し、これまでの制度改正の内容・経緯やそれに対するシステム改修状態も熟知している。そのため、改修に際してもその調査・検討が最も正確かつ迅速にできる事業者である。

- (2) 改修時にも、システムを停止させることなく安定的な運用を継続させるためには、これまで開発、改修、運用を行ってきた当該業者でなければ、正確かつ迅速に行うことは不可能である。

以上のことから、本件業務は独自の技術により設計・制作したシステムで、設計・製作した会社以外では技術面の対応が不可能であり、責任の所在が不明確になり、履行後の動作保証ができないため、東芝デジタルエンジニアリング株式会社 関西事業所は本件業務を行うことができる唯一の事業者である。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

大阪市保健所感染症対策課結核グループ

(電話番号 0 6 - 6 6 4 7 - 0 6 5 3)